

No.	該当書類	頁	項目	質問	回答
1	実施要領	4	5 業務提案書等の提出等に関する事項	本業務は、①運転管理業務、②保守点検業務、③その他、甲が指定する業務となっています。業務費の支払い方法(毎月均等払い等)が決まっておりますらご教示ください。	①②については、【月末締め毎月払い】を想定しておりますが、③については、各年度毎に修繕対象等が異なりますので、受託候補事業者の「提案見積金額に係る積算内訳書」を勘案して、契約時の協議により定めます。
2	実施要領	4	5 業務提案書等の提出等に関する事項	業務提案書は「片面、両面印刷問わないが、50ページ程度」と記載ありますが、会社概要等での添付資料(決算関係資料等)はページに含まない認識でも問題ないでしょうか。	評価基準の評価の着眼点○会社概要①会社概要、財務の安全性の記載にあるとおり、決算関係資料は、直近2年の貸借対照表及び損益計算書としますので、レイアウト変更等、数ページに収まるよう調整をしてください。50ページを超過する部分については、過度でない範囲であれば可とします。貴社のパンフレット等については、別添を可とします。
3	評価基準	3	3 評価の着眼点	「直近2か年の会計年度における決算関係資料」について、令和7年度の決算関係資料は株主総会での承諾前で未確定の為、直近2か年とは、令和5年度、令和6年度の決算関係資料の提出でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 貴社の会計年度において、決算認定された直近のものを提出してください。
4	評価基準	3	3 評価の着眼点	「本業務委託内容と同種又は類似業務を受託した実績件数や受託機関などを評価します。」とありますが、提出書類様式：3.類似業務受託実績調書の様式と同様に、業務提案書への類似業務受託実績の記載をする場合は、正式な水道事業体名・業務委託名を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	正式な水道事業体名及び都道府県名について、記載してください。 正式な業務委託名までは不要ですが、業務内容・期間を簡潔に記載してください。
5	実施要領	5	4 参加申込の手續きに関する事項	契約実績を過去5年以上有する提出書類は契約書(写し)の抜粋でよろしいでしょうか。また、過去5年以上とは延べ5年以上との解釈でよろしいでしょうか。(例)A案件：平成28年度～平成30年度(3年契約)+B案件：令和2年度～令和4年度(3年契約)延べ6年間の実績として認められる。	お見込みのとおりです。 延べ年数で契約実績として確認します。
6	実施要領	4	5 業務提案書等の提出等に関する事項	業務提案書の作成形態として、文字フォントは10.5ポイント以上とする旨の規定がございます。一方で、業務提案書内に添付する図表につきましては、内容や構成上、文字サイズを一律に10.5ポイント以上とすることが困難な場合がございます。図表内の文字については、十分に判読可能な文字サイズとすることを前提として、必ずしも10.5ポイント以上としないことをご認めいただくことは可能でしょうか。	図表に添付する文字は、確認できる範囲であれば10.5ポイント以下でも可とします。
7	実施要領	5	6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する事項	事前にプレゼン会場と本番で使用可能なプロジェクター・スクリーンと当社が持ち込むPCの互換性を確認するため、プレゼン本番数日前までにプレゼン会場の下見や当社PCとの接続確認を行うことは可能でしょうか。	プレゼン会場での接続確認等を可とします。

No.	該当書類	頁	項目	質問	回答
8	実施要領	7	1-1 契約締結に関する事項	物価変動の変動率の算定に用いる指数に関して、「建設保全業務労務単価及び企業向けサービス価格指数公表データ等を用いるものとする」とありますが、具体的にどの指数を用いるかについては、本事業の契約時に定めるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 受託候補事業者と契約時の協議により定めます。
9	要求水準 (別紙)	3	1. 業務の内容 (7) 緊急対応業務	「(イ)高濁度時等、必要時は24時間連続待機となる。年により変動するが10回/年程度発生するものとする。」とありますが、年10回以上の待機対応が発生した場合は、上記対応が発生した日数に応じて精算対応は可能でしょうか。	「10回/年程度」とは、業務量の目安として記載しております。 10回/年を超えた場合に必ず精算対応するものではありませんが、一般的に許容される範囲を超えたと認められる場合は、受注者と協議を行います。
10	要求水準 (別紙)	5	(1) 電気・機械設備のメーカー点検	仕様書において、「本メーカー点検は、点検一覧表に記載のある納入会社または製造メーカーで原則行うこととする。」との記載がございます。本事業における民間事業者の創意工夫の発揮およびコスト面での合理化を図る観点から、点検内容および品質を十分に確保することを前提として、「点検一覧表に記載のある納入会社または製造メーカー」以外の企業による点検を実施することを認めていただくことは可能でしょうか。	メーカー点検については、納入会社、製造メーカーまたはアフターメンテナンス会社で点検を行うことにより、対象設備の品質保証が得られるものと認識しているため、それ以外の業者は原則不可とします。 ただし、履行が困難であることの合理的理由がある場合は、受託候補事業者と契約時に協議します。
11	要求水準 (別紙)	11 15	(2) 電気設備整備 (3) 機械設備整備	「(ロ)整備詳細については、電気設備整備一覧表を参照すること。」とありますが、電気設備整備および機械設備整備に関し、日常点検等の結果を踏まえ、整備内容の前倒しが必要と判断された場合、機器の長寿命化等の観点から、計画上の実施時期を後ろ倒しすることが適切と判断された場合において、整備一覧表に記載されている整備内容または実施時期を変更することは可能でしょうか。	可とします。 整備一覧表の設備内容または実施時期については、現在の修繕計画です。計画変更を要する事態は、一般的に想定されるものとして認識しており、受注者として緊急性及び優先度の精査を適宜行った上での提案に期待するものですが、契約内容の変更を伴うことのため、プロセス等は受託候補事業者と契約時に協議します。
12	要求水準 (別紙)		電気設備整備一覧表 機械設備整備一覧表	要求水準書別紙ならびに機械電気整備一覧表に記載の整備内容に関して、「本整備については対象機器に精通した者が行うこととする。」との記載がございます。本事業に係る適正な金額算出のため、差し支えなければ、貴町における当該電気設備整備および機械設備整備に関する直近の発注履歴および発注金額についてご開示いただくことは可能でしょうか。	入札結果の閲覧をしていただけます。
13	要求水準 (別紙)	11 15	(2) 電気設備整備 (3) 機械設備整備	「本整備については対象機器に精通した者が行うこととする。」との記載がございます。機械設備整備業務および電気設備整備業務に関し、対象機器に十分精通した技術者が実施することを前提として、維持管理事業者による内製化(自社技術者による整備の実施)を行うことは可能でしょうか。	可とします。 対象機器に関して、業務に必要な資格を有した、専門的知識及び豊富な実務経験に基づいた合理的な判断を行うことができる技術者であれば、所属先は問いません。
14	実施要領	6	8 審査結果	公表される評価点数につきましては、評価項目ごとに開示いただけませんでしょうか。	実施要領に定める方法で、合計点を公表します。

No.	該当書類	頁	項目	質問	回答
15	実施要領	4	6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する事項	実施時期及び実施場所の決定はいつ頃を想定されているかご教示ください。	令和8年2月末日までに決定し、参加者に通知します。 ※プレゼンテーション等への参加者数により変更がある場合があります。
16	評価基準	3	3 評価の着眼点	⑨その他の業務提案の「業務見積金額外で受託可能な業務」とは要求水準書に記載されている業務以外に関する業務提案に対して評価いただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書にない業務についての提案を評価します。
17	評価基準	3	3 評価の着眼点	⑨その他の業務提案にて、「業務見積金額外で受託可能な業務内容(その業務に対する見積額を含む)」とありますが、見積額については、本契約額とは別に別途協議するものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案いただいた業務については、評価の着眼点として取り扱うものであり、受託候補事業者からあった提案を採用する確約はありません。
18	提出様式		様式3	(様式3)類似業務受託実績調書に受託実績1～3の記入欄がありますが、全ての記入欄に記載する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	提出様式		様式3	「類似業務受託実績」とは、実施要領 3 参加資格(8)の内容(下記記載)に当てはまる実績のことを指しているとの認識でよろしいでしょうか。(8)平成28年4月1日から令和8年3月1日までの間に日本国内において急速ろ過方式による 日最大1万立方メートル以上の浄水能力を有する浄水場運転管理業務の契約実績を過去5年以上有すること。(契約実績は、履行が完了しているものに限る)	お見込みのとおりです。
20	提出様式		様式3	(様式3)類似業務受託実績調書記載する受託実績は、単独企業での受託実績を記載するとの認識でよろしいでしょうか(SPCやJVでの受託実績は認めないとの理解でよろしいでしょうか)。	お見込みのとおりです。
21	要求水準	9	第10章 松茂町と受注者の業務範囲	補修・修繕計画の策定は甲が○(主分担)、整備計画書の作成は乙が○(主分担)となっていますが、これは要求水準書(別紙)にある電気・機械設備整備一覧表が補修・修繕計画にあたり、これを基に乙が整備計画書を作成することを求めているという認識でよろしいでしょうか。認識が違う場合、どのような計画の作成を求められていますか。	本町の水道施設台帳の整備計画を補修・修繕計画としており、要求水準書の電気・機械設備整備一覧表となっております。11で回答したとおり、常に計画変更を伴うものであるため、乙が作成する実情を加味した整備計画を基に松茂町が水道施設台帳を更新していくことを想定しています。